

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業

基本協定書（民間収益事業）（案）

令和●年●月

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1条（定義） | 1 |
| 第2条（趣旨等） | 3 |
| 第3条（民間収益事業の概要） | 3 |
| 第4条（契約の構成及び適用関係） | 4 |
| 第5条（資金調達） | 4 |
| 第6条（民間収益事業の収入） | 4 |
| 第7条（許認可及び届出） | 4 |
| 第8条（責任の負担） | 5 |
| 第9条（本件売買契約及び本件借地契約の締結） | 5 |
| 第10条（建設に伴う各種調査） | 5 |
| 第11条（民間収益施設の整備業務の実施） | 6 |
| 第12条（甲による民間収益施設の完成確認） | 7 |
| 第13条（民間収益施設の完成日及び民間収益施設運営開始日の遅延等） | 8 |
| 第14条（民間収益施設の運営業務） | 8 |
| 第15条（リスク分担の原則） | 10 |
| 第16条（法令等の変更） | 10 |
| 第17条（不可抗力の発生） | 10 |
| 第18条（損害賠償責任） | 10 |
| 第19条（第三者に及ぼした損害） | 10 |
| 第20条（本協定の有効期間） | 11 |
| 第21条（本協定の終了による資産の取扱い） | 11 |
| 第22条（乙の事由による本協定の解除） | 12 |
| 第23条（甲の任意による解除） | 14 |
| 第24条（甲の事由による本協定の解除又は終了） | 14 |
| 第25条（法令等変更による本協定の解除） | 14 |
| 第26条（不可抗力による本協定の終了又は解除） | 14 |
| 第27条（合意解除） | 15 |
| 第28条（民間収益施設の完成日前の解除又は終了の効果） | 15 |
| 第29条（民間収益施設の完成日後の解除又は終了の効果） | 15 |
| 第30条（違約金） | 16 |
| 第31条（不可抗力又は法令等変更による解除の効果） | 16 |
| 第32条（著作権の帰属等） | 16 |
| 第33条（著作権の利用等） | 16 |
| 第34条（著作権等の譲渡禁止） | 17 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第 35 条 (第三者の有する著作権の侵害防止) | 17 |
| 第 36 条 (第三者の知的財産権等の侵害) | 17 |
| 第 37 条 (知的財産権) | 18 |
| 第 38 条 (会計監査) | 18 |
| 第 39 条 (協議会の設置) | 18 |
| 第 40 条 (公租公課) | 18 |
| 第 41 条 (遅延利息・相殺) | 18 |
| 第 42 条 (秘密保持等) | 19 |
| 第 43 条 (権利義務の譲渡等) | 19 |
| 第 44 条 (本協定の変更) | 19 |
| 第 45 条 (その他) | 19 |
| 第 46 条 (疑義に関する協議) | 20 |

別紙 1 本件売買契約の様式

別紙 2 本件借地契約の様式

別紙 3 日程表

別紙 4 個人情報の保護

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下「民間収益事業」という。）に関し、沖縄県（以下「甲」という。）と●●（以下「民間収益事業者」という。）並びに●●、●●及び●●（これらを個別に又は総称して以下「特定事業参画者」といい、特定事業参画者と民間収益事業者とあわせて、以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、本文中において特に明示されているものを除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「完成図書」とは、完成図、施工計画書、施工図、完成写真及び保全に関する資料をいう。
- (2) 「基本協定（特定事業）」とは、甲と特定事業参画者との間で締結される「沖縄マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（特定事業）」をいう。
- (3) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (4) 「事業契約」とは、甲と特定事業者間で締結される「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備・運営等事業 事業契約書」（その後の変更を含む。）をいう。
- (5) 「事業提案書」とは、乙が令和●年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (6) 「宿泊施設」とは、民間収益施設のうち、宿泊機能を有する施設をいう。
- (7) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他民間収益事業者が本協定又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (8) 「設計図書」とは、建設省告示第 1206 号（昭和 54 年 7 月 10 日）別表第 2 による成果図書をいう。
- (9) 「提示条件」とは、特定事業及び民間収益事業を実施する事業者の選定手続において、甲が提示した一切の条件をいい、各種契約書案を含むものをいう。
- (10) 「特定事業」とは、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（民間収益事業を除く。）をいう。
- (11) 「特定事業参画者」とは、特定事業を実施する者をいい、事業契約に定める代表企業、構成企業及び協力企業をいう。
- (12) 「特定事業者」とは、特定事業の実施のみを目的として特定事業参画者により設立され、甲と事業契約を締結し特定事業を実施する株式会社をいう。
- (13) 「入札説明書」とは、甲が令和 6 年 6 月 25 日付けで公表した「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業入札説明書」（その後の変更を含む。）をいう。
- (14) 「入札説明書等」とは、甲が令和 6 年 6 月 25 日付けで公表した書類一式（入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等。その後の変更を含む。）をいう。

- (15) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって本施設等の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）（①から④までのいずれも、入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び特定事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (16) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書1(5)（遵守すべき法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (17) 「本件売買契約」とは、甲及び民間収益事業者が別紙1の様式により締結する民間収益施設の用地に係る土地売買契約をいう。
- (18) 「本件売買契約対象用地」とは、本件売買契約第1条に定める土地をいう。
- (19) 「本件借地契約」とは、甲及び民間収益事業者が別紙2の様式により締結する民間収益施設の敷地に係る事業用定期借地権設定契約をいう。
- (20) 「本件借地契約対象用地」とは、本件借地契約に定める土地をいう。
- (21) 「本事業」とは、特定事業及び民間収益事業の総称をいう。
- (22) 「民間収益施設」とは、民間収益事業者が整備する民間収益事業を実施する施設を個別に又は総称していう。
- (23) 「民間収益施設運営開始日」とは、実際に民間収益施設の運営を開始した日をいう。
- (24) 「民間収益施設運営開始予定日」とは、令和●年●月●日（変更された場合は変更後の日）をいう。
- (25) 「民間収益施設完成予定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (26) 「民間収益施設の運營業務」とは、民間収益施設の運営等に関する業務の総称をいう。
- (27) 「民間収益施設の整備業務」とは、民間収益施設の設計、工事監理、建設に係る業務をいう。
- (28) 「民間収益施設利用者」とは、民間収益施設の店舗や事務所等の借主をいう。
- (29) 「民間収益事業」とは、入札説明書2(2)ア「(ウ)民間収益事業」をいう。
- (30) 「民間収益事業用地」とは、本件売買契約対象用地及び本件借地契約対象用地を個別に又は総称していう。
- (31) 「要求水準書」とは、入札説明書添付資料1「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備・運営等事業要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。

第2条（趣旨等）

- 1 本協定は、本事業に関して甲が実施した総合評価一般競争入札により、乙の一員として民間収益事業者が民間収益事業を実施する者として選定されたことを確認し、甲と民間収益事業者との間において、民間収益事業に関し、第9条に基づき本件売買契約及び本件借地契約を締結することに向けての甲及び乙の義務を定め、その他民間収益事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めるものとする。
- 2 乙は、提示条件を遵守の上、甲に対し民間収益事業に係る事業提案書を提出したことを確認するとともに、民間収益事業を誠実に実施することを誓約する。
- 3 乙は、民間収益事業が特定事業と密接な関係にあること、民間収益事業の遅延、債務不履行等が特定事業に重大な影響を及ぼしうること、このため甲がかかる遅延等に起因して特定事業に係る増加費用及び損害を負担した場合は、これにつき乙が損害賠償する必要がある可能性があることを十分理解し、民間収益事業の遅延等が発生しないよう最大限の努力をするものとする。
- 4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 5 本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本協定に適用される。
- 6 民間収益事業者は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業事業者選定委員会が民間収益事業に係る事業提案書に関して述べた意見、その他甲からの要望事項を尊重する。但し、かかる意見、要望事項が、提示条件から逸脱している場合は、この限りではない。

第3条（民間収益事業の概要）

- 1 民間収益事業は、民間収益施設の整備業務、運營業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 甲は、民間収益事業者に対し、本協定並びに本件売買契約及び本件借地契約に従い、民間収益事業用地のうち本件売買契約対象用地を売却し、本件借地契約対象用地を賃貸する。
- 3 民間収益事業者は、本協定及び本件借地契約終了時において、自己の責任と負担において、本件借地契約対象用地上の民間収益施設その他工作物を除去し、本件借地契約対象用地を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。ただし、甲は、甲の指定する第三者に、簿価にて、民間収益施設の全部又は一部を買い取らせることができ、民間収益事業者はこれに応じるものとする。
- 4 民間収益事業者は、本協定、入札説明書等及び事業提案書に従い、法令等を遵守し、民間収益事業を実施しなければならない。
- 5 民間収益事業者は、別段の合意がある場合を除き、別紙3の日程表に従って、民間収益

事業を実施する。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、民間施設事業用地の使用状況について立入調査し、又は民間収益事業者に対して報告を求めることができる。この場合において、民間収益事業者は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告を怠ってはならない。

第4条（契約の構成及び適用関係）

- 1 本協定は、本件売買契約及び本件借地契約と一体の契約であり、本協定は本件売買契約及び本件借地契約の一部を構成する。また、本協定は、入札説明書等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。
- 2 本協定、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。
- 3 前項の入札説明書等の同じ書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

第5条（資金調達）

- 1 民間収益事業の実施に要する資金の調達は、すべて民間収益事業者の責任において行うものとする。
- 2 民間収益事業者は、前項の規定に基づく資金調達を行うに当たり、民間収益事業者に対して融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）が決定した場合には、融資金融機関の名称その他の詳細を直ちに甲に通知する。
- 3 民間収益事業者は、融資金融機関と民間収益事業者が融資契約を締結した場合、その写しを甲に提出する。

第6条（民間収益事業の収入）

本協定に基づく民間収益事業による収入は、すべて民間収益事業者の収入とする。

第7条（許認可及び届出）

- 1 民間収益事業の実施に必要となる一切の許認可等は、民間収益事業者が、その責任及び費用負担により取得するものとする。また、民間収益事業者が民間収益事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、民間収益事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について甲が民間収益事業者の協力を求めた場合には、民間収益事業者は、これに応じるものとする。
- 2 民間収益事業者は、前項ただし書に定める場合を除き、本協定に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。

- 3 甲は、民間収益事業者が甲に対して書面により要請した場合、民間収益事業者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 民間収益事業者は、民間収益事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間（第20条に定義する。）終了時に甲に提出するものとする。
- 5 民間収益事業者は、本協定に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出するものとする。
- 6 第1項ただし書及び第4項の規定にかかわらず、民間収益事業者は、港湾施設の使用等、港湾管理者の許可が必要な場合は、事前に港湾管理者と協議を行い、港湾管理者の許可を得た上で民間収益事業を実施しなければならない。

第8条（責任の負担）

- 1 乙は、本協定に別段の規定がある場合を除き、民間収益事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本協定において別段の規定のある場合を除き、乙の民間収益事業の実施に関する甲による承諾、確認若しくは立会又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本協定上の乙の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第9条（本件売買契約及び本件借地契約の締結）

- 1 甲は、民間収益事業者が民間収益施設の建設工事に着手するまでに、民間収益事業者との間で本件売買契約及び本件借地契約を締結し、同契約に従って、民間収益事業用地を民間収益事業者に引き渡す。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、第22条第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲は本件売買契約及び本件借地契約を締結しないものとする。

第10条（建設に伴う各種調査）

- 1 民間収益事業者は、民間収益施設の建設に必要な測量調査、地質調査その他調査（本条において「各種調査」という。）を、自己の責任及び費用において行う。ただし、民間収益事業用地の引渡し前に各種調査を実施する場合は、あらかじめ甲の許可を得なければならないものとする。
- 2 民間収益事業者は、前項の規定により実施する各種調査を終了したときは、当該調査に係る報告書を作成のうえ、速やかに甲に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 民間収益事業者が第1項に基づき実施した各種調査の結果、入札説明書の内容と相違する事実が発見され、別紙3の日程表又は施工計画書に従って民間収益施設の建設を実

施することができないと合理的に見込まれるときは、甲及び民間収益事業者は、その対応について協議するものとする。

- 4 民間収益事業者が第1項に基づき実施した各種調査の不備、誤謬等又は民間収益事業者が各種調査を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は、民間収益事業者が負担するものとする。
- 5 民間収益事業用地に入札説明書等において明示されていなかった地中埋蔵物、土壌汚染、埋蔵文化財に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）が発見された場合、甲は必要な措置を講ずるものとする。この場合において、民間収益事業者は、別紙3の日程表及び施工計画書を見直す等など、必要な協力を行うものとする。

第11条（民間収益施設の整備業務の実施）

- 1 民間収益事業者は、本協定、入札説明書等及び事業提案書に基づき民間収益施設の整備業務を行う。
- 2 民間収益事業者は、民間収益施設の整備業務を第三者に受託又は請け負わせる場合には、当該第三者の名称その他甲の指定する事項を予め甲に通知する。当該第三者を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 民間収益施設の整備業務の第三者への委託又は請負は、全て民間収益事業者の責任において行うものとし、民間収益施設の整備業務に関して民間収益事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て民間収益事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間収益事業者が責任を負うものとする。
- 4 甲は、民間収益事業者の整備業務を随時監視することができるものとし、また、民間収益事業者に対して、随時設計図書の提出並びに工事記録、施工体制台帳及び施工体制に係る事項、建設工事の状況を記載した報告書の提出等を求め、工事期間中いつでも事前に書面により通知した上で民間収益事業用地に立ち入り、民間収益事業者及び第2項に基づき民間収益施設の整備業務を実施する第三者から説明を受けることができる。民間収益事業者は、かかる甲の要求に速やかに応じなければならない。
- 5 民間収益事業者は、自己の責任及び費用負担において、民間収益事業を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとし、甲は合理的な範囲でこれに協力するものとする。なお、かかる近隣対策の実施について、民間収益事業者は、甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告しなければならない。ただし、甲が設定した条件に直接起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、甲が対応するものとする。
- 6 民間収益事業者は、民間収益施設の整備業務を実施するにあたっては、設計、工程その他必要な事項について、甲及び特定事業者と十分に協議を行い、効率的かつ効果的な工事の実施及び特定事業との一体性の確保等に努めるものとする。
- 7 民間収益事業者は、民間収益施設にかかる基本設計及び実施設計の各終了時に、設計図

書を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。この場合において、各書類の詳細、体裁及び部数等については、甲の指示に従うものとする。

- 8 甲は、設計図書が入札説明書等、事業提案書又は第6項に基づく協議により定めた事項を満たさない場合には、民間収益事業者に対し、基本設計又は実施設計の修正を求めることができる。
- 9 民間収益事業者は、前項に基づき設計図書の修正を求められた場合、自らの費用負担により設計図書を修正し、再度、設計図書を甲に提出し、甲の確認を得る。
- 10 民間収益事業者は、民間収益施設の建設が完了したときは、自己の責任及び費用負担において、民間収益施設の完工検査を行わなければならない。
- 11 民間収益事業者は、甲に対して、民間収益事業者が前項の完工検査を行う7日前までに、当該完工検査を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
- 12 甲は、民間収益事業者が実施する完工検査に立ち会うことができる。ただし、民間収益事業者は、甲が立会いを行ったことをもって民間収益施設の工事に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 13 民間収益事業者は、第10項の完工検査において、民間収益施設が本協定、入札説明書等、事業提案書及び設計図書のとおり完成しているか否かについて検査し、完工検査の甲による立会いの有無を問わず、甲に対して、民間収益施設の完工検査の結果を民間収益施設に係る検査済証その他の検査結果に関する書面の写し及び民間収益施設に係る完成図書を添えて甲に提出する。
- 14 民間収益事業者は、前項に基づき民間収益施設に係る完成図書を甲に提出した後事業期間終了日までの間、民間収益施設に係る完成図書の内容を変更する必要があるときは、速やかに当該変更箇所を記載した書面を甲に提出するものとする。
- 15 民間収益事業者は、民間収益施設の内容及び工期を事業提案書から変更する必要がある場合には、甲に通知し、やむを得ない理由により変更が必要と甲が判断した場合等において、甲と民間収益事業者の間で変更に関する協議を行うことができる。

第12条（甲による民間収益施設の完成確認）

- 1 甲は、別段の合意がある場合を除き、前条第10項の規定による完工検査の結果の提出を受けた日から14営業日以内に、民間収益施設が、本協定、入札説明書等、事業提案書及び設計図書のとおり完成しているか否かを確認するため、民間収益事業者の立会いのうえ、完成確認を実施する。
- 2 前項の完成確認の結果、民間収益施設が、本協定、入札説明書等、事業提案書及び設計図書のとおり完成していることを確認したときは、甲は、民間収益事業者に対して完成確認の結果を通知するものとする。
- 3 第1項の完成確認の結果、民間収益施設が、本協定、入札説明書等、事業提案書及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、民間収益事業者に対して是正を

求めることができる。

- 4 民間収益事業者は、前項の規定に基づき、甲より是正要求を受けた場合、民間収益事業者が是正要求の内容を確認し、合理的だと判断した場合は速やかに是正をしなければならず、かかる是正の結果について甲に報告し、確認を受けなければならない。この是正により増加費用が発生した場合、当該増加費用は民間収益事業者の負担とする。
- 5 前項の確認の結果、民間収益施設が、本協定、入札説明書等、事業提案書及び設計図書のとおり完成していることを確認したときは、甲は、民間収益事業者に対して民間収益施設に係る完成確認の結果を通知するものとする。
- 6 甲は、第2項又は前項に規定する完成確認の結果の通知を理由として、民間収益施設の整備業務について何らの責任を負うものではない。
- 7 民間収益施設の完成日は、甲が第2項又は第5項に基づき完成確認の結果を民間収益事業者に通知した日とする。

第13条（民間収益施設の完成日及び民間収益施設運営開始日の遅延等）

- 1 民間収益事業者は、民間収益施設の完成日が民間収益施設完成予定日より遅延することが見込まれる場合又は民間収益施設運営開始日が民間収益施設運営開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。
- 2 民間収益事業者は、前項に規定する対応計画の内容を確定するにあたっては、民間収益施設の可及的速やかな完成及び運営開始に向けての対策及び想定される民間収益施設運営開始日までの予定を明らかにした上で、甲と協議しなければならない。

第14条（民間収益施設の運營業務）

- 1 民間収益事業者は、自己の責任及び費用により、民間収益施設運営開始日以降、事業期間終了日までの間、本協定、入札説明書等及び事業提案書に従って民間収益施設の運營業務を実施する。
- 2 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務を第三者に受託又は請け負わせる場合には、当該第三者の名称その他甲の指定する事項を予め甲に通知する。当該第三者を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 民間収益施設の運營業務に関して民間収益事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて民間収益事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間収益事業者がその責任を負うものとする。
- 4 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務の実施にあたって、民間収益施設の利用者、その他の関係者に対して、公平かつ効率的な民間収益施設の貸与やサービスの提供に努めなければならない。
- 5 民間収益事業者は、民間収益施設運営開始日以降、民間収益施設の利用者の増加が見込

まれる等の理由により、民間収益施設の増床又は民間収益事業用地内における新たな民間収益施設の建設等（以下「民間収益施設の増床等」という。）が必要であると判断した場合には、甲と協議のうえ、民間収益施設の増床等を行うことができる。但し、本件借地契約対象用地への民間収益施設の増床等については、本件借地契約の定めによるものとする。

- 6 甲は、民間収益事業の安定的かつ継続的な実施に支障が出るおそれがあると認めるときは、民間収益事業者に対して、必要な措置を講じ、かつ当該措置の実施による改善状況について報告するよう求めることができる。
- 7 甲又は民間収益事業者は、緊急に対応すべき事項が発生したことを知ったときは、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。
- 8 甲又は民間収益事業者は、前項の通知を受けた場合、当該状況を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。
- 9 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務に係るスケジュールを民間収益施設運営開始予定日日の30日前まで（変更時は必要に応じて随時）に甲に提出して甲の確認を受けるものとする。
- 10 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務実施に伴う特定事業への波及効果等に係る説明資料（運營業務実施期間全体）を民間収益施設運営開始予定日の30日前までに、各年度の同説明資料を各年度開始日の30日前までに甲に提出して甲の確認を受けるものとする。
- 11 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務に係る全体の業務計画（収支計画を含む）を民間収益施設運営開始予定日日の30日前までに、同業務に係る各年度の業務計画（収支計画を含む。）を各年度開始日の30日前までに甲に提出して甲の確認を受けるものとする。
- 12 民間収益事業者は、年度業務報告書を当該事業年度終了後3ヶ月以内に甲に提出して甲の実績評価を受けるものとする。
- 13 甲は、前項の実績評価を実施するにあたって必要がある場合には、現地における確認を行うことができるものとし、その際、民間収益事業者は、甲の現地における確認に必要な協力を行う。
- 14 民間収益事業者は、民間収益施設の運營業務に関し甲が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 15 民間収益事業者は、民間収益事業の運營業務の実施にあたっては、特定事業者との日常的な意見交換、各種調整等を適切に行うことにより、特定事業者との連携及び協働に努める。
- 16 本協定に規定するもののほか、民間収益事業の円滑かつ着実な実施に資するために必要な措置については、甲及び民間収益事業者が協議の上定めるものとし、合理的期間を経過しても協議が整わない場合は、甲が定めるものとする。

第 15 条（リスク分担の原則）

- 1 甲は、本協定に別途定める場合を除き、民間収益事業者による民間収益事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。
- 2 本協定で別途定める場合を除き、民間収益事業者は自己の責任で民間収益事業を実施するものとし、民間収益事業において民間収益事業者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて民間収益事業者が負担し、甲はこれについて何らの責任も負担しない。
- 3 乙は、自ら又は特定事業者をして、民間収益事業者が民間収益事業を継続できるよう、最大限協力するものとする。

第 16 条（法令等の変更）

- 1 法令等の変更により民間収益事業者に増加費用又は損害が生じるときは、民間収益事業者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。
- 2 本協定締結日以降、法令等の変更により民間収益事業の遂行が困難となった場合又はそれが見込まれる場合、民間収益事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知し、かかる法令等の変更に対する対応方針を報告しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び民間収益事業者は、当該通知の内容について確認し、対応方針について協議するものとする。

第 17 条（不可抗力の発生）

- 1 不可抗力により民間収益事業者に増加費用及び損害が生じるときは、民間収益事業者が当該増加費用及び損害を負担するものとする。
- 2 本協定締結日以降、不可抗力により民間収益事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、民間収益事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合又は甲が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、甲は、民間収益事業者とその対応方針について協議する。

第 18 条（損害賠償責任）

本協定に別段の定めがある場合を除き、甲又は乙が本協定に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

第 19 条（第三者に及ぼした損害）

- 1 乙は、乙が民間収益事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が乙の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、乙が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 4 民間収益事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合、甲及び乙は、協力してその紛争処理解決にあたるものとする。

第20条（本協定の有効期間）

- 1 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、次のうちいずれか早く到来する日を終期とする期間（本協定において「事業期間」という。）中効力を有する。
 - (1) 本協定の規定に基づき甲又は乙が本協定を解除した日
 - (2) 本件売買契約が締結されないことが確定した場合
 - (3) 乙の責に帰すべき事由により、民間収益事業に関する提案の変更が認められず、本件借地契約が締結されないことが確定した場合
 - (4) 本件借地契約が終了した日
 - (5) 本件売買契約に基づき本件売買契約対象用地の買戻しがなされた場合
- 2 本協定が終了した場合、甲は、基本協定（特定事業）、事業契約、本件売買契約及び本件借地契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本協定の有効期間が終了する場合については第2号及び第3号に限る。）に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 本条（本協定の有効期間）
 - (2) 次条（本協定の終了による資産の取扱い）
 - (3) 第30条（違約金）
 - (4) 第32条から第37条まで
 - (5) 第42条（秘密保持）
 - (6) 第45条第6項（準拠法及び管轄裁判所）

第21条（本協定の終了による資産の取扱い）

民間収益事業者は、事業期間終了日又はそれ以降の甲が指定する日までに、本件借地契約の規定に従い、本協定終了時において、自己の責任と負担において、本件借地契約対象地上の民間収益施設その他工作物を除去し、同用地を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。この場合、民間収益事業者が当該原状回復の費用を負担するものとする。ただし、甲は、甲の指定する第三者に、簿価にて、民間収益施設の全部又は一部を買い取らせることができ、民間収益事業者はこれに応じるものとする。

第 22 条（乙の事由による本協定の解除）

1 甲は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本協定を解除することができる。

- (1) 乙（特定事業者を含む。以下、本条において同じ。）の責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能となったとき。
- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手續又はこれらに類似する手續について乙の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 乙について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、民間収益施設運営開始予定日に民間収益施設の運營業務を開始できないとき、又は民間収益施設運営開始予定日に民間収益施設の運營業務を開始できる見込みがないことが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、民間収益施設の工事が一定期間中断されたとき又は乙が民間収益事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定、入札説明書等及び事業提案書に従った民間収益事業の実施が行われないうとき。
- (7) 第 38 条に定める財務情報等に虚偽の記載があることが確認されたとき。
- (8) 乙の責めに帰すべき事由により民間収益事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であつて、その結果、民間収益事業の継続が困難となったとき。
- (9) 民間収益事業者が、本協定又は本件売買契約若しくは本件借地契約に違反する方法で本件売買契約対象用地又は民間収益施設の所有権を譲渡し又は本件借地契約対象用地上に定期転貸借権の設定を行ったとき。
- (10) 乙の責めに帰すべき事由により、基本協定（特定事業）、事業契約、本件売買契約又は本件借地契約の全部若しくは一部が締結されず、又は解除されたとき。
- (11) 乙の責めに帰すべき事由により、運営権が設定されず、又は取り消されたとき。
- (12) 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定がなされず、又は取り消されたとき。
- (13) 乙（特定事業者を除く。）のいずれかが本事業の入札手續に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第 7 条の 2

第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ウ 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ 乙のいずれか(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- オ 乙のいずれか(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(14) 乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するとき。

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている

と認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、次の各号の事由が発生したときは、乙に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき事由により本協定上の義務を履行しないとき。

(2) 乙が法令等に違反したとき。

第23条（甲の任意による解除）

甲は、本協定を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6ヶ月以上前に乙に通知することにより、本協定を解除することができる。

第24条（甲の事由による本協定の解除又は終了）

甲の責めに帰すべき事由により、甲が本協定に定める義務に違反し、乙から60日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は甲の責めに帰すべき事由により本協定に基づく乙の重要な義務の履行が不能になった場合は、乙は、甲に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本協定を解除することができる。

第25条（法令等変更による本協定の解除）

第16条第3項に定める協議による措置を講じてもなお、法令等の変更により本協定に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、甲又は乙は、本協定を解除することができる。

第26条（不可抗力による本協定の終了又は解除）

第17条第3項に定める協議による措置を講じてもなお、本協定締結後に生じた不可抗力により民間収益事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合、甲は本協定を解除することができる。

第 27 条 (合意解除)

甲及び乙は、合意により本協定を終了させることができる。この場合、本協定に別途定めるほか、解除の効果については甲及び乙の合意により決定する。

第 28 条 (民間収益施設の完成日前の解除又は終了の効果)

- 1 民間収益施設の完成日前に、第 22 条ないし第 27 条に基づき本協定が解除又は終了した場合、第 21 条の規定は適用しない。
- 2 前項の場合、本件売買契約及び本件借地契約は終了し、民間収益事業者は、当該契約の規定に従い、自己の責任と負担において、民間収益事業用地上の民間収益施設その他工作物を除去し、民間収益事業用地を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。この場合、民間収益事業者が当該原状回復の費用を負担するものとする。
- 3 前項の場合において、民間収益事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を行わないときは、甲は、民間収益事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を民間収益事業者に求償することができる。この場合、民間収益事業者は、甲の処分について異議を申し出ることができない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、民間収益施設の完成日前に本協定が解除された場合において民間収益施設の出来形部分が存在する場合、甲は、甲の指定する第三者をして、当該第三者の責任及び費用負担において、民間収益施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「合格部分」という。）に相応する代金を一括又は分割により民間収益事業者に支払わせたうえで、合格部分の民間収益施設に係る所有権をすべて取得させることができる。この場合、甲は、甲の指定する第三者をして、必要と認めるときは、その理由を民間収益事業者に対して通知し、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。

第 29 条 (民間収益施設の完成日後の解除又は終了の効果)

- 1 民間収益施設の完成日後、第 22 条ないし第 27 条に基づき本協定が解除又は終了した場合、第 21 条の規定は適用しない。
- 2 前項の場合、本件売買契約（買戻特約の有効期間に限る。）及び本件借地契約は終了し、民間収益事業者は、当該契約の規定に従い、自己の責任と負担において、民間収益事業用地上の民間収益施設その他工作物を除去し、民間収益事業用地を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。この場合、民間収益事業者が当該原状回復の費用を負担するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の指定する第三者をして、簿価にて民間収益施設を民間収益事業者から買い取らせることができる。

第 30 条 (違約金)

- 1 第 22 条に基づき、本協定が解除され若しくは終了した場合（乙の責めに帰すべき事由による場合に限る。）、又は、乙の責めに帰すべき事由により本件売買契約及び本件借地契約の締結に至らなかった場合、乙は、連帯して、本件売買契約の締結に至らなかった場合は本件売買契約代金の十分の一に相当する額又は本件借地契約の締結に至らなかった場合は本件借地契約の契約期間の十分の一に相当する借地料相当額の違約金を甲に支払う。
- 2 第 22 条第 1 項第 13 号又は第 14 号のいずれかの事由が判明した場合、甲が本件売買契約及び本件借地契約を締結するか否か、又は締結済みの本協定、本件売買契約及び本件借地契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、連帯して、本件売買契約代金の十分の一に相当する額の違約金を甲に支払う。ただし、同様の事由により基本協定（特定事業）又は事業契約に基づく違約金を支払っている場合を除く。
- 3 前 2 項に規定する違約金は損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、当該部分について乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

第 31 条（不可抗力又は法令等変更による解除の効果）

第 25 条又は第 26 条により本協定が終了した場合には、甲及び乙のいずれも、第 25 条又は第 26 条による本協定の解除又は終了によって発生した損害については、自ら負担するものとする。

第 32 条（著作権の帰属等）

甲が、民間収益事業の入札段階又は本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

第 33 条（著作権の利用等）

- 1 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。
- 2 甲の指定する第三者が民間収益施設を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本協定終了後、甲の指定する第三者も有するものとする。
- 3 成果物及び民間収益施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 民間収益事業者は、甲（第 2 項における甲が指定する第三者を含む。）が成果物及び民間収益施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（民間収益事業者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は民間収益施設の内容を

- 自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 民間収益施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本協定終了後、民間収益施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 5 民間収益事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本協定で別途定める場合及びあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び民間収益施設の内容を公表すること。
 - (2) 民間収益施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

第 34 条（著作権等の譲渡禁止）

民間収益事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び民間収益施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第 35 条（第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 民間収益事業者は、成果物及び民間収益施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。
- 2 民間収益事業者は、成果物又は民間収益施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、民間収益事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本協定の終了後も存続するものとする。

第 36 条（第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 民間収益事業者は、本協定の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに民間収益事業者が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。
- 2 民間収益事業者が本協定の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は民間収益事業者が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、民間収益事業者は、民間収益事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何

にかかわらず、当該侵害に起因して甲又は甲の指定する第三者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲又は甲の指定する第三者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、民間収益事業者の当該侵害が、甲の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本協定の終了後も存続するものとする。

第 37 条 (知的財産権)

民間収益事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第 38 条 (会計監査)

民間収益事業者は、毎事業年度の民間収益事業に関する財務状況（民間収益施設運営に関する収支状況、その他甲が要求する事項を含む。）を財務状況報告書にまとめ、翌事業年度の 6 月末日までに、甲に提出する。なお、財務状況報告書には、当該各決算期にかかる会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、キャッシュフロー計算書、監査報告、会計監査報告その他甲と民間収益事業者が協議の上で別途定める情報を含めるものとする。

第 39 条 (協議会の設置)

- 1 甲及び民間収益事業者は、必要と認める場合は、民間収益事業の実施に関する協議を目的として、各種協議会を設置することができる。
- 2 甲及び民間収益事業者は、相手方当事者から協議会の設置を求められた場合、合理的な理由なくこれを拒んではならない。

第 40 条 (公租公課)

本協定に関連して生じる公租公課は、すべて民間収益事業者の負担とする。

第 41 条 (遅延利息・相殺)

- 1 甲又は乙が、本協定に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、甲の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 甲は、本協定に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当

額で相殺することができる。

第 42 条（秘密保持等）

- 1 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（民間収益事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は民間収益事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは民間収益事業に関して民間収益事業者へ融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 乙は、民間収益事業を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙 4 に規定された事項を遵守しなければならない。

第 43 条（権利義務の譲渡等）

乙は、本協定に別段の定めのある場合、又はやむを得ない事情があり、かつ甲の事前の書面による承諾がある場合のほか、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。

第 44 条（本協定の変更）

本協定は、当事者の書面による合意がなければ変更することができない。

第 45 条（その他）

- 1 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方（乙の場合は民間収益事業者を指す。以下本項において同じ。）に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対し

て別途通知するものとする。

- 2 本協定の履行に関して甲及び乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本協定の履行に関して甲及び乙の間で用いる計算単位は、本協定、入札説明書等又は事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 本協定の履行に関する期間の規定については、本協定、入札説明書等又は事業提案書に特別の規定がある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとし、本協定に関する一切の紛争又は訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第46条（疑義に関する協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙の間で協議して定める。

（以下余白）

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙は、それぞれ記名押印の上、甲及び民間収益事業者が原本各1通を保有し、乙（民間収益事業者を除く）は写しを保有する。

令和●年●月●日

(甲)

(乙) (民間収益事業者)

【特定事業参画者】

(代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(協力企業)

別紙 1

本件売買契約の様式

(添付のとおり)

別紙2

本件借地契約の様式

(添付のとおり)

別紙3

日程表

| | |
|----------------------------|----------|
| 本件売買契約締結予定日 | 令和●年●月●日 |
| 本件借地契約締結予定日 | 令和●年●月●日 |
| 民間収益施設の建設工事着工予定日 | 令和●年●月●日 |
| 民間収益施設完成予定日 | 令和●年●月●日 |
| 民間収益施設運営開始予定日 | 令和●年●月●日 |
| 民間収益事業終了予定日（本件借地契約期間満了予定日） | 令和●年●月●日 |

※事業提案書の内容に応じて追記・修正等します。

個人情報の保護

乙は、民間収益事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（本協定による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（本協定により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、本協定により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を

達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、本協定による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、本協定による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、本協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、本協定による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本協定による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、本協定による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、本協定の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙が本協定による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙が本協定による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本協定による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。